

令和5年12月

旅館業法の手引



港区みなと保健所

目 次

第1	根拠法令	p 3
第2	旅館業について	p 4
1	法の目的	p 4
2	旅館業とは	p 4
3	許可の必要な範囲	p 4
4	営業の種別	p 4
第3	営業開始までの流れ（概要）	p 5
第4	許可申請前の手続	p 7
1	事前相談	p 7
2	近隣住民への事前周知	p 7
3	旅館業の計画標識設置	p 8
4	説明会等の開催	p 8
5	関係機関等への相談	p 8
第5	営業許可の申請（新規営業）	p 9
1	申請方法	p 9
2	提出書類及び確認書類	p 9
3	教育関係機関への意見照会	p 10
4	その他許可申請が必要な場合	p 10
5	許可を与えない場合の例	p 10
第6	営業の承継	p 11
1	事業を譲渡された場合	p 11
2	営業者が死亡し、相続人が引き続き営業する場合	p 11
3	旅館業を営む法人が合併・分割する場合	p 12
第7	変更・廃止等の各種届出	p 13
1	変更届	p 13
2	停止届及び廃止届	p 13
3	営業証明	p 13
第8	構造設備等の基準	p 14
1	営業種別ごとの構造設備基準の主な違い	p 14
2	旅館・ホテル営業の構造設備基準	p 14
3	簡易宿所営業の構造設備基準	p 19
第9	宿泊拒否及び宿泊名簿について	p 23
1	宿泊を拒むことができる場合	p 23
2	宿泊者名簿の備え付け	p 24

第 10 維持管理について	p 2 6
1 換気	p 2 6
2 採光・照明	p 2 6
3 防湿	p 2 6
4 客室等の清潔	p 2 6
5 寝具類の清潔	p 2 6
6 客室の収容定員	p 2 6
7 客室にガス設備を設ける場合の措置	p 2 7
8 浴室の衛生管理	p 2 7
9 洗面所の衛生管理	p 2 8
10 共用物品について	p 2 8
11 管理者について	p 2 8
第 11 その他営業者の講ずる措置	p 2 9
1 営業者の遵守事項	p 2 9
2 宿泊者等に対して講ずる措置	p 2 9
3 旅館業運営に関する協議	p 3 0
関係法令集	p 3 1
旅館業法	p 3 1
旅館業法施行令	p 3 9
旅館業法施行規則	p 4 2
港区旅館業法施行条例	p 4 7
港区旅館業法施行細則	p 5 4
港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱	p 5 9
港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要領	p 6 1
問合せ先一覧	p 6 3

第1 根拠法令

旅館業法	(「法」といいます。)
旅館業法施行令	(「政令」といいます。)
旅館業法施行規則	(「規則」といいます。)
港区旅館業法施行条例	(「条例」といいます。)
港区旅館業法施行細則	(「細則」といいます。)
港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱	(「要綱」といいます。)
港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要領	(「要領」といいます。)

第2 旅館業について

1 法の目的

この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
(法第1条)

2 旅館業とは

旅館業とは、旅館業法第2条に「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されています。また、宿泊とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。

3 許可の必要な範囲

次の4つの項目をすべて満たし旅館業を営む場合、旅館業法の営業許可を受ける必要があります。

(1) 宿泊料を徴収している

補足：宿泊料とは、名目だけでなく、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費等が含まれます。

(2) 社会性を有している

補足：社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものを指します。

(3) 継続反復性を有している

(4) 生活の本拠となっていない

4 営業の種別

次の3種類に分けられます。

(1) 旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの

(2) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの

(3) 下宿営業

施設を設け一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

第3 営業開始までの流れ（概要）

事前 相談

制度の詳細、許可申請に必要な書類、届出前の手続などについて説明します。あらかじめお電話にて予約をしてください。

消防署、建築課等の関係機関との相談も行ってください。

申請前 手続

※令和2年8月1日から施行されました。

○近隣住民への書面による事前周知

（申請の20日前までに実施してください。）

→申請時に、事前周知結果報告書を提出してください。

○計画標識の設置

（申請の20日前から許可を受けるまで設置してください。）

→設置後、直ちに標識設置届を保健所へ提出してください。

※説明会開催や個別説明を求められた際は、対応するようにしてください。

申請

許可申請書類一式を保健所窓口へ提出してください。

申請時に、事前周知結果報告書を提出してください。

検査

○中間検査

教育関係施設がある場合や施設の基準に適合するか否かの判断が早めに必要な場合等を実施します。

○完成検査

竣工後、宿泊できる準備が整った段階で実施します。

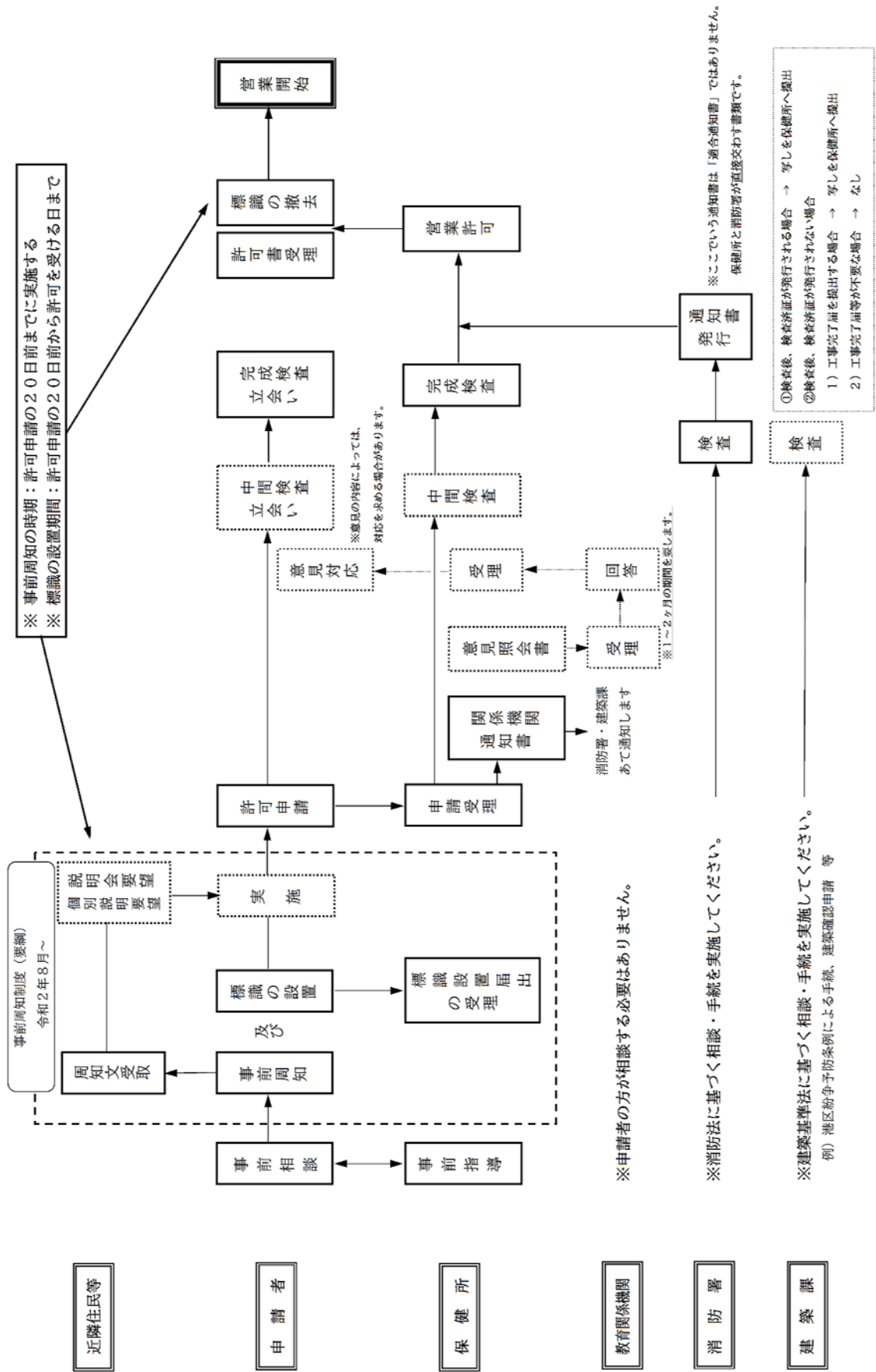
営業 開始

完成検査後、2週間ほどで営業許可書を発行します。

標識については、このタイミングで撤去してください。

事業者の責務を守りながら適正に事業を運営してください。

旅館業の許可（事前相談、事前周知、許可申請、現場検査、許可）までの流れ



第4 許可申請前の手続

1 事前相談

旅館業を営もうとする方は、保健所の窓口で事前相談をしてください。

<必要書類> 施設平面図、地図等

2 近隣住民への事前周知（要綱第3条） ※令和2年8月1日から施行

旅館業許可申請をしようとする方は、申請をしようとする日の20日前までに、旅館業を営もうとする施設の近隣住民に対し、書面で事前に周知してください。

※周知後、計画を大きく変更する際は、再度の周知をお願いします。

（1）周知する近隣住民の範囲

- ① 旅館業を営もうとする施設の敷地境界線からおおむね10mの範囲内の建築物に居住する者
- ② 旅館業を営もうとする施設が建物の一部分である場合は、①の対象者に加え、当該建築物に居住する者

（2）周知方法

ポスティング等の書面による説明資料の個別配付等を行い、事業に関して周知してください。

（3）周知する内容

- ① 施設の名称、所在地
- ② 申請予定者氏名
- ③ 施設が旅館業として使用される旨
- ④ 申請予定日
- ⑤ 旅館業の施設及び建築物の規模・構造
- ⑥ 予定客室数、定員数
- ⑦ 営業開始予定日
- ⑧ 事前周知に関する問い合わせ先

説明資料例

旅館業計画のお知らせ			
旅館業施設の名称			
建設予定地の所在地			
申請予定者氏名又は名称			
旅館業許可 申請予定日		営業開始 予定日	
旅館業の計画	全体	建築物構造	造
		階数	地上 階、地下 階
		延床面積	
	旅館 部分	使用階	
		使用面積	
		客室数	
	定員数		

この文書は、港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱第3条の規定により送付しています。

この計画についてのお問い合わせは下記へご連絡ください。
(連絡先) 電話 責任者

（4）事前周知内容の記録の報告

日時、周知先（名称又は部屋名）、近隣住民等から申出のあった意見、対応状況等の記録を作成し、申請時に事前周知結果報告書（要領第1号様式）を提出してください。

3 旅館業の計画標識設置（要綱第4条） ※令和2年8月1日から施行

旅館業許可申請をしようとする方は、申請をしようとする日の20日前から許可を受けるまでの間、旅館業を営もうとする施設またはその敷地の公衆の見やすい場所に標識を設置してください。なお、標識の大きさは、日本産業規格A3以上のものとしてください。

（1）標識の記載内容

- ① 施設の名称、所在地
- ② 申請予定者氏名
- ③ 施設が旅館業として使用される旨
- ④ 申請予定日
- ⑤ 旅館業の施設及び建築物の規模・構造
- ⑥ 予定客室数、定員数
- ⑦ 営業開始予定日
- ⑧ 標識に関する問い合わせ先

標識例

旅館業計画のお知らせ（新設・変更）			
旅館業施設の名称			
建設予定地の所在地			
申請予定者氏名又は名称			
旅館業許可申請予定日		営業開始予定日	
旅館業の計画	全体	建築物構造	造
		階数	地上 階、地下 階
	旅館部分	延床面積	
		使用階	
		使用面積	
		客室数	
	定員数		
標識設置年月日			
○この標識は、港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱第4条の規定により設置したものです。			
○この計画についてのお問い合わせは下記へご連絡ください。 (連絡先) 電話 責任者			

（2）標識設置の報告

標識設置後、直ちに保健所へ報告してください。

<提出書類>

- ① **旅館業に係る計画標識設置届**（要領第2号様式）
- ② 標識を設置した場所の周囲おおむね300mの区域内の**見取図**
- ③ 標識を設置した場所及びその周辺の状況を示す**写真**
- ④ 標識に記載された事項を容易に判読することができる**写真**

4 説明会等の開催（要綱第5条） ※令和2年8月1日から施行

旅館業許可申請をしようとする方は、施設が存する地域の町会・自治会、周辺住民又は近隣住民から事業計画に関して、説明会の開催や個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに応じるようにしてください。

5 関係機関等への相談

保健所への相談と並行して、以下の関係機関等にも相談してください。

（1）消防法（消防署）

所轄の消防署で、消防関係法令に関して事前に相談してください。また、施設完成時に立ち入り検査を受けて、消防関係法令に適合していることの確認を取ってください。

（2）建築基準法（港区役所建築課）

建築基準法に基づき、着工前に建築確認を受け、施設完成後は完了検査を受けて同法第7条第5項または第7条の2第5項に定める検査済証の交付を受けてください。

また、用途変更の場合にも、同法に定める必要な手続を行ってください。

（3）建築物衛生法（みなと保健所生活衛生相談係）

建築物の衛生的環境の確保に関する事項に関して、みなと保健所の関係部署に相談し、事前指導を受けてください。

第5 営業許可の申請（新規営業）

1 申請方法

事前周知及び標識設置後、20日以上経過してから、申請書類を提出してください。

※標識設置後は、許可申請前に、直ちに旅館業に係る計画標識設置届を提出してください。

2 提出書類及び確認書類

(1) 提出書類 ※下記書類①を正副2部、②を1部提出してください。

① 旅館業営業許可申請書（細則第1号様式）

a) 構造設備の概要

b) フロント代替設備を設ける場合、構造設備の概要の別紙

c) 申請者が法人の場合、定款又は寄附行為の写し

d) 申請者が法人の場合、登記事項証明書（6カ月以内に発行されたもの）

e) 申告書（申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当しない場合）

※ 申請者が法人の場合、代表者のほか、旅館業の業務を行う役員全員分が必要

f) 周辺の見取図（縮尺2000分の1以上のもの）

※ 旅館業の施設から半径300m以内の住宅、道路、学校等がわかるもの

g) 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図（縮尺100分の1以上のもの）

h) 客室にガス設備等を設ける場合、その配管図（縮尺100分の1以上のもの）

i) 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要

j) 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要

k) 必要に応じ、客室詳細図面、求積表、窓面積がわかる書類

※ 教育関係機関への意見照会を行う場合、f)、g)（建物配置図は除く。）が追加で必要な場合があります。

② 事前周知結果報告書（要領第1号様式）

a) 申請施設の敷地から半径20m以上が判別できる住宅地図（周知先を明記したもの）

b) 事前周知に使用した書面の写し

(2) 確認書類 ※提出は不要です。

① 申請者が賃借人の場合、賃貸人が承諾している旨の書類（例：賃貸契約書、承諾書）

② 分譲マンション等で旅館業を営もうとする場合、マンション管理規約

(3) 許可申請手数料

旅館・ホテル営業：22,000円

簡易宿所営業、下宿営業：11,000円

※ 一度納めた許可申請手数料は、都合により申請を取り下げる場合でも、港区保健衛生事務手数料条例の規定により、お返しすることができません。

3 教育関係機関への意見照会

施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100m（110m程度）の区域内にある場合は保健所長から関係機関に意見を求めます。

意見照会の手続は、約1～2ヶ月の期間を要します。

<法第3条第3項に掲げる施設>

- ① **学校教育施設**（学校教育法第1条規定の施設、大学は除く。）
例：小・中・高等学校、幼稚園、養護学校 等
- ② **児童福祉施設**（児童福祉法第7条規定の施設）
例：保育所、児童厚生施設、母子生活支援施設、助産施設、乳児院 等
- ③ **社会教育施設**（社会教育法第2条規定の施設その他の類似施設で、条例で定めるもの）
例：図書館、外国人学校、博物館、公園、児童遊園、スポーツ施設 等

4 その他許可申請が必要な場合

次に掲げる場合も、新たに許可を受ける必要があります。

(1) 営業主体が変わる場合

例：法人化、譲渡（承継によらないもの）

(2) 増改築等により、構造設備が同一性を失う場合

① 50%以上の改築

例：既存許可面積100%に対する60%の改築

② 100%以上の増築

例：既存許可面積100%に対する110%の増築

③ 既存部分の延べ床面積が増改築後の延べ床面積の50%未満の工事

例：既存許可面積100%に対する30%の改築＋60%の増築

(3) 営業の種別を変更する場合

例：簡易宿所営業から旅館・ホテル営業へ

5 許可を与えない場合の例

次に掲げる場合、保健所長は営業許可を与えないことがあります。

- ① 構造設備が許可基準に適合しないとき
- ② 施設の設置場所が公衆衛生上不適当なとき
- ③ 申請者が法第3条第2項各号に該当するとき
- ④ 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100m（110m程度）の区域内にある場合において、施設の設置により、清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき

第6 営業の承継

次のような場合、保健所長の承認を受けて、営業者の地位を承継することができます。

1 事業を譲渡された場合

申請の際に、旅館業の譲渡を証する書類の添付が必要です。

(1) 手続の流れ

旅館業の譲渡予定 → 承認申請 → 承認 → 譲渡の効力発生

※1 意見照会が必要な場合は、申請から承認まで1～2ヶ月追加の日数を要します。

※2 譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可が必要となります。

(2) 必要書類 ※下記書類①～④を正副2部提出してください（⑤は該当する場合のみ）。

① 旅館業営業承継承認申請書（細則第4号様式の2）

② 申告書

※ 譲受人が法人の場合、代表者のほか、旅館業の業務を行う役員全員分が必要

③ 旅館業の譲渡を証する書類

④ 譲受人が法人の場合、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

⑤ 教育関係機関がある場合、周辺の見取図（縮尺2000分の1以上のもの）、各階平面図、正面図及び側面図（縮尺100分の1以上のもの）

(3) 承継承認手数料

7,400円

※ 一度納めた許可申請手数料は、都合により申請を取り下げる場合でも、港区保健衛生事務手数料条例の規定により、お返しすることができません。

2 営業者が死亡し、相続人が引き続き営業する場合

被相続人（前営業者）の死亡から60日以内に申請が必要です。

(1) 手続の流れ

営業者の死亡 → 相続人の選定 → 承認申請 → 承認

※ 意見照会が必要な場合は、申請から承認まで1～2ヶ月追加の日数を要します。

(2) 必要書類 ※下記書類①～④を正副2部提出してください（⑤は該当する場合のみ）。

① 旅館業営業承継承認申請書（細則第10号様式）

② 申告書

③ 戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）又は法定相続情報一覧図の写し

④ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

⑤ 教育関係機関がある場合、周辺の見取図（縮尺2000分の1以上のもの）、各階平面図、正面図及び側面図（縮尺100分の1以上のもの）

(3) 承認手数料

7,400円

※ 一度納めた許可申請手数料は、都合により申請を取り下げる場合でも、港区保健衛生事務手数料条例の規定により、お返しすることができません。

3 旅館業を営む法人が合併・分割する場合

合併・分割の登記前に承認を受ける必要があります。

また、承認書交付後、登記事項証明書で合併・分割の事実を確認します。

(1) 申請時期

合併・分割契約の締結後、合併契約書または分割計画書（吸収分割の場合は分割契約書）が総会で承認された後であること

(2) 注意点

① 合併・分割前に承認がなされていない場合、地位の承継はできません。

合併・分割後に承認申請はできず、新規許可申請が必要です。

② 登記がなされなかった場合、承認の効力は消失します。

(3) 手順の流れ

合併・分割の締結 → 総会の承認 → 承認申請 → **承認** → 承認書交付
→ 合併・分割の登記 → 登記事項証明書提出

※ 意見照会が必要な場合は、申請から承認まで1～2ヶ月追加の日数を要します。

(4) 必要書類 ※下記書類①～④を**正副2部**提出してください（⑤は該当する場合のみ）。

※⑥は合併または分割登記後に提出してください。

① 旅館業営業承継承認申請書（細則第5または6号様式）

② 申告書

※ 代表者のほか、旅館業の業務を行う役員全員分が必要

③ 承継する法人の定款または寄附行為の写し

④ 合併契約書または分割計画書を総会で承認したことが確認できる書類

例：総会の議事録の写し

⑤ 教育関係機関がある場合、周辺の見取図（縮尺2000分の1以上のもの）、各階平面図、正面図及び側面図（縮尺100分の1以上のもの）

⑥ 合併または分割登記後の法人の登記事項証明書

(5) 承継手数料

7,400円

※ 一度納めた許可申請手数料は、都合により申請を取り下げる場合でも、港区保健衛生事務手数料条例の規定により、お返しすることができません。

第7 変更・廃止等の各種届出

1 変更届

次のような場合、変更後10日以内に変更届を提出してください。

① 営業者（個人）の改姓

必要書類：戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）

② 営業者（個人）の住所変更

③ 営業者（法人）の法人名称、事務所所在地の変更

必要書類：履歴事項全部証明書

（※現在事項全部証明書は不可）

（※閉鎖事項全部証明書が必要な場合もあります。）

④ 営業者（法人）の代表者の変更（※それ以外の役員の変更は届出不要）

必要書類：履歴事項全部証明書、申告書

⑤ 施設名称の変更

⑥ 構造設備の変更

必要書類：変更部分に関する仕様書、図面等

※ 事前に保健所に相談し、法令基準に適合していることを確認してください。

※ 増改築や改装で施設の同一性が失われる場合には、変更届ではなく新たに許可を受ける必要があります。

⑦ 管理者の変更

2 停止届及び廃止届

① 営業の全部又は一部を停止した場合、10日以内に停止届を提出してください。

② 営業を廃止した場合、10日以内に廃止届を提出してください。

必要書類：営業許可書（※紛失した場合、営業許可書紛失理由書）

3 営業証明

許可書のき損・亡失の場合の再交付は行えません。また、営業者名称や施設名称が変更となった場合も、許可書の書き換えによる再交付は行っていません。

営業許可の証明が必要な場合は、「証明願」を提出していただければ、「証明書」を発行しています。

① 必要なもの

個人営業者の場合・・・本人確認書類、印鑑

法人営業者の場合・・・法人代表者印（法人登記印）

② 手数料

1通 300円

第8 構造設備等の基準

1 営業種別ごとの構造設備基準の主な違い

営業種別ごとの客室等に関する構造設備の基準の主な違いは以下のとおりです。

(1) 旅館・ホテル営業

- ① 寝台を置く1客室の床面積は9㎡（寝台を置かない場合は7㎡）以上であること
- ② 教育関係機関から旅館業施設内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること
- ③ 原則、玄関帳場を有すること

(2) 簡易宿所営業

- ① 客室の延床面積は33㎡以上であること
（宿泊者の数が10人未満の場合は、3.3㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積以上）

2 旅館・ホテル営業の構造設備基準

●…法令 ○…要領・通知等

(1) 客室

<構造>

- 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。
- 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。
- 階層式寝台を設ける場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上とすること。
- 客室の前面に空き地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。
- 窓のない客室は、設けないこと。

<面積>

- 1客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては、9㎡）以上であること。
- 床面積は、壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法）によって測定すること。
- 1客室の床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。
（宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含まない。）
- 1客室の有効部分の面積（以下「有効面積」という）は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定する。
（浴室、便所、洗面所、押し入れ等は有効面積に含まない。）
- 窓の面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。

<措置の基準>

- 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。
客室の有効面積3㎡について1人

(2) 玄関帳場（フロント）

- 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

- 厚生労働省令で定める基準

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外
の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

- 具体的には・・・（旅館業における衛生等管理要領から抜粋）

善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の①から④までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。

- ① 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと
- ② 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること
- ③ 玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること
- ④ モーテル等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること

ただし、次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができている場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができる。

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね１０分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定している。
- ② 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
- ③ 鍵の受渡しを適切に行うこと。

(3) 換気・採光・照明・防湿・排水

- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

※換気、照明の基準値は25ページ「10 維持管理について」1、2参照

(4) 浴室

- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- 浴室（脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。
- 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。
- 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。
- 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

〈ろ過器その他の設備(以下「ろ過器等」といいます。)を使用して浴槽水を循環する場合〉

- ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合は、次の構造設備によること。
 - ① ろ過器は十分なるろ過能力（1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力が望ましい）を有し、ろ過器の上流に集毛器（清掃しやすい構造であることが望ましい）が設置されていること。
 - ② ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造（営業者が日常管理の中で容易に行える構造）であること。
 - ③ 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。（浴槽へ水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合には禁止する。）
 - ④ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない（すべて排水される）構造であること。
 - ⑤ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ⑥ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ⑦ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

○浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

(5) 洗面設備

- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 共同洗面所を設ける場合には、洗面設備を付設していない客室の合計定員について5人（5人に満たない端数は5人とする）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は10人とする）を増すごとに1を6に加算した数の給水栓を設置すること。

(6) 便所

- 適当な数の便所を有すること。
- 各階（フロント、ロビー、食堂等が設置されている階を含む）に設置し、防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗い設備を有すること。
- 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、次に定める宿泊定員に応じた数以上の便器を設置すること。なお、男子用及び女子用便器の数は、利用形態を勘案した数とする。

① 便所を付設していない客室の合計定員が30人以下の場合

合計定員	5以下	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30
便器数	2	3	4	5	6	7

② 合計定員が31人以上300人以下の場合

30人を超えて10人（10人に満たない端数は10人とする）を増すごとに1を7に加算した数

③ 合計定員が301人以上の場合

300人を超えて20人（20人に満たない端数は20人とする）を増すごとに1を34に加算した数

（計算例）合計定員が83人の場合

$83 = 30 + 53$ 53→60とする。

$7(30人に対する便器数) + 60 \div 10 = 7 + 6 = 13$

従って便器数は13個

(7) ロビー・食堂（設ける場合）

- 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有すること。

(8) 調理場（設ける場合）

- 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。
- 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。
- 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。
- 十分な能力の換気設備を有すること。

(9) 寝具

- 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(10) 寝具類の収納設備（リネン室等）

- 寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(11) コップ等の洗浄設備（備える場合）

- 客室、脱衣室等にコップ等を備える場合には、衛生的に洗浄できる設備を有すること。

(12) 客室のガス設備（設ける場合）

- 専用の元栓を有すること。
- ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(13) その他

- 旅館業の施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

(1) 客室

<構造>

- 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。
- 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分得られる構造であること。
- 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1 m以上であること。
- 客室の前面に空き地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。
- 窓のない客室は、設けないこと。

<面積>

- 客室の延床面積は、33㎡（収容定員を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該定員の数に乗じて得た面積）以上であること。
- 床面積は、壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法）によって測定すること。
- 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。
- 1客室の床面積は、3㎡以上であること。
- 1客室の床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所、その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。
（宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含まない。）
- 1客室の有効部分の面積（以下「有効面積」という）は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定する。
（浴室、便所、洗面所、押し入れ等は有効面積に含まない。）
- 窓の面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。

<措置の基準>

- 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。
客室の有効面積1.5㎡について1人

(2) 換気・採光・照明・防湿・排水

- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

※換気、照明の基準値は25ページ「10 維持管理について」1、2参照

(3) 浴室

- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- 浴室（脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。
- 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。
- 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。
- 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ろ過器等を使用して浴槽水を循環する場合>

- ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合は、次の構造設備によること。
 - ① ろ過器は十分なる過能力（1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力が望ましい）を有し、ろ過器の上流に集毛器（清掃しやすい構造であることが望ましい）が設置されていること。
 - ② ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造（営業者が日常管理の中で容易に行える構造）であること。
 - ③ 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。（浴槽へ水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯的に使用する危険性がある場合には禁止する。）
 - ④ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない（すべて排水される）構造であること。
 - ⑤ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ⑥ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - ⑦ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。
- 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

(4) 洗面設備

- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 共同洗面所、多数人で共用する客室に洗面所を設ける場合には、洗面設備を付設していない客室の合計定員又は多数人で共用する客室の宿泊定員について、5人（5人に満たない端数は5人とする）につき1個の割合で算定した数とし、当該合計定員が31人以上の場合は、30人を超えて10人（10人に満たない端数は10人とする）を増すごとに1を6に加算した数の給水栓を設置すること。

(5) 便所

- 適当な数の便所を有すること。
- 各階（フロント、ロビー、食堂等が設置されている階を含む）に設置し、防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗い設備を有すること。
- 多数人で共用する客室に便所を設ける場合には、下に定める宿泊定員に応じた数以上の便器を設置すること。
- 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、次に定める宿泊定員に応じた数以上の便器を設置すること。なお、男子用及び女子用便器の数は、利用形態を勘案した数とする。

【共同便所及び多数人で共用する客室に設ける便所の便器の数(基準)】

- ① 便所を付設していない客室の合計定員（以下「合計定員」という）又は多数人で共用する客室の宿泊定員（以下「共用客室定員」という）が30人以下の場合

合計定員	5以下	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30
便器数	2	3	4	5	6	7

- ② 合計定員又は共用客室定員が31人以上300人以下の場合

30人を超えて10人（10人に満たない端数は10人とする）を増すごとに1を7に加算した数

- ③ 合計定員又は共用客室定員が301人以上の場合

300人を超えて20人（20人に満たない端数は20人とする）を増すごとに1を34に加算した数

（計算例）合計定員が83人の場合

$$83 = 30 + 53 \quad 53 \rightarrow 60 \text{ とする。}$$

$$7(30 \text{ 人に対する便器数}) + 60 / 10 = 7 + 6 = 13$$

従って便器数は13個

※同様に定員83人の多数人で共用する客室に便所を設ける場合は、13個以上の便器を設置すること。

(6) 調理場（設ける場合）

- 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。
- 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。
- 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。
- 十分な能力の換気設備を有すること。

(7) 寝具

- 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(8) 寝具類の収納設備（リネン室等）

- 寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(9) コップ等の洗浄設備（備える場合）

- 客室、脱衣室等にコップ等を備える場合には、衛生的に洗浄できる設備を有すること。

(10) 客室のガス設備（設ける場合）

- 専用の元栓を有すること。
- ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(11) その他

- 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。
- 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。
- 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましい。ただし、次のいずれにも該当するときはこれらの設備を設けることは要しない。
 - ① 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること
 - ② 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとること。

第9 宿泊拒否及び宿泊者名簿について

1 宿泊を拒むことができる場合（法第5条、条例第5条）

- ① 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき
- ② 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき
- ③ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき
- ④ 宿泊施設に余裕がないとき
- ⑤ 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき

<旅館業における衛生等管理要領から抜粋>

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が 賭博 その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
 - 1) 暴力団員等であるとき。
 - 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（法第5条第1項第3号に該当する場合や宿泊しようとする者が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
- (3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

「厚生労働省令で定めるもの」は、次のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

 - ・ 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
 - ・ 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの
- (4) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

- 2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、上記1のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- 3 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。
- 4 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否（宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。）することなく、適切に配慮すること。
- 5 営業者は、当分の間、法第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、同各号に掲げる場合ごとに、書面又は電磁的記録に宿泊を拒んだ理由等を記載し、当該書面又は電磁的記録を作成した日から3年間保存する方法により、宿泊を拒んだ理由のほか、その日時や拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名、同項第3号に該当することを理由とする場合にあっては宿泊を拒むまでの経過の概要等を記録しておく必要があること。
- 6 その他、宿泊拒否の制限については指針（※）を参照すること。
 ※ 旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針

2 宿泊者名簿の備え付け（法第6条、規則第4条の2、細則第7条）

営業者は、宿泊者名簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

宿泊者氏名、住所、連絡先	（法第6条）
国籍、旅券番号（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合）	（規則第4条の2）
年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名	（細則第7条）

また、宿泊者名簿は、3年保存すること。

<留意事項>

① 旅券の呈示等

宿泊者名簿に国籍及び旅券番号を記載する場合は、正確を期するため、旅券の呈示を求め、その内容を確認してください。なお、併せて旅券の写しを保存するよう厚生労働省から通知されています。旅券の写しを保存する場合は、これを氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替して差し支えありません。

② 宿泊者名簿の記載事項を告げない宿泊者の取扱い

宿泊者は、営業者から請求があったときは、宿泊者名簿の記載事項を告げなければならないとされています。営業者が請求したにもかかわらず、宿泊しようとしている者がこれらの事項を告げない場合は、このことをもって法第5条（宿泊を拒否できる場合の

例示)のうち、第2号「その他の違法行為(中略)をするおそれがあると認められるとき」に該当するものとして取り扱うことができます。

第 10 維持管理について

1 換気

- ① 換気のために設けられた開口部は、常に開放すること
- ② 機械換気設備がある場合、十分な運転を行うこと。
- ③ 客室内の空気中の二酸化炭素は、0.15%以下とすること。

2 採光・照明

採光、照明の照度の基準は以下のとおりである。(床面における照度)

- ① 客室、応接室、食堂 40ルクス以上
- ② 調理場、配膳室 50ルクス以上
- ③ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上
- ④ 廊下、階段 常時 20ルクス以上
※午後11時～翌日午前6時までの間においては10ルクス以上

3 防湿

- ① 排水設備は、水流を常に良好にし、排水に支障がないようにすること。
- ② 客室の床が木造のときは、床下の通風を良好に保つこと。

4 客室等の清潔

- ① 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下及び階段等は、常に清潔にすること。

5 寝具類の清潔

- ① 宿泊者ごとに、洗濯された清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー、寝間着等を用いること。
- ② 布団、まくらは適当な方法で、湿気を除くこと。

6 客室の収容定員

- ① 旅館・ホテル営業 有効面積 3m^2 について1人
- ② 簡易宿所営業 有効面積 1.5m^2 について1人
※有効面積とは、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積(客室に付随する浴室、便所、押入、板の間等は含まれません。)

7 客室にガス設備を設ける場合の措置

- ① 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示すること。
- ② 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後で開放すること。

8 浴室の衛生管理

- ① 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
- ② 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。
- ③ 共同浴室の場合、使用中は浴槽の湯水を常に満たすこと。
- ④ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。
 - a) ろ過器は1週間に1回以上逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
 - b) 浴槽水を循環させるための配管の内部は1週間に1回以上消毒を行うこと。
 - c) 集毛器は毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
 - d) 浴槽水は、塩素系薬剤で消毒を行い、遊離残留塩素が0.4mg/L以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用する方法、またはモノクロラミンによる消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。モノクロラミンによる消毒の場合、その濃度は3mg/L以上になるように保つこと。
 - e) 浴槽水はレジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
- ⑤ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。
 - a) 貯湯槽内部の汚れ等の状況を随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。
 - b) 貯湯槽内部の湯を60℃以上に保つか、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
- ⑥ 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況を随時点検し、調節槽内部の清掃は1年に1回以上、消毒は1週間に1回以上行い、ぬめり等の汚れを除去すること。
- ⑦ 貯湯槽、調節槽、ろ過器等に関する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

9 洗面所の衛生管理

- ① 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。

10 共用物品について

- ① 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。
- ② 便所に備え付けるタオル等は清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

11 管理者について

- ① 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、営業施設ごとに管理者を置き保健所に届け出ること。

第 11 その他営業者の講ずる措置

1 営業者の遵守事項（政令第3条、条例第6条、細則第11条）

- ① 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を営業の施設に掲示したり、備え付けたりしないこと。
- ② 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。
- ③ 客室の入り口には、室番号又は室名を表示すること。
- ④ 客室には、定員を表示した表示板、案内書等を備えること。
- ⑤ 次の事項を記載した営業従事者名簿を備え付けること。

氏名、生年月日、住所、従事職種、就業年月日

2 宿泊者等に対して講ずる措置（要綱第8条） 令和2年8月1日から施行

- ① 営業者は、施設に宿泊することの申込みを受け、これを承諾するときは、当該申込みをした者（代理人を通じて当該申込みをした場合にあっては、当該代理人）に対し、当該申込みをした者が当該施設に到着することを容易にするために必要な情報として、下記事項を必要な時点までに提供しなければならない。
 - a) 施設の所在地
 - b) 施設の周辺に存する目標となる地物
 - c) 前号の目標となる地物から施設までの経路
- ② 営業者は、宿泊者に対し下記事項を説明しなければならない。
 - a) 施設の使用方法
 - b) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴って生じる音をみだりに生じさせないように努めることその他静穏を保持するために必要な事項
 - c) 施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
 - d) 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（平成9年港区条例第42号）第9条第1項から第3項まで規定する事項
＜みなとタバコルール＞
 - 第1項 公共の場所において、たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
 - 第2項 公共の場所（指定喫煙場所を除きます。）において、喫煙をしてはならない。
 - 第3項 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない。

- e) 港区防災対策基本条例（平成23年港区条例第24号）第8条に規定する事業者の責務のうち、営業者として配慮すべき事項
 - ・ 帰宅困難者対策の備蓄等
 - f) 施設における廃棄物の適切な処理の方法
 - g) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
 - h) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項
- ③ 営業者は、①、②の規定による説明をするときは、必要に応じて外国語を用いなければならない。
- ④ 営業者は、施設の外部から見やすい場所に、下記事項を掲げなければならない。
- a) 当該施設の名称
 - b) 管理者の連絡先
(施設の内部に営業者が駐在し、又は使用人等を駐在させる場合は除く。)
- ⑤ 営業者は、周辺住民又は近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。

3 旅館業運営に関する協議（要綱第6、7条） 令和2年8月1日から施行

- ① 旅館業の運営による生活環境への影響に関し、町会・自治会、周辺住民又は近隣住民から協議を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。
- ② 協議をした場合、その内容について相互に理解するため、求めに応じ、書面等を取り交わすよう努めなければならない。

○旅館業法

昭和23年7月12日法律第138号
最終改正 令和5年12月13日施行

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

6 この法律で「特定感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第二項に規定する一類感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「一類感染症」という。）

二 感染症法第六条第三項に規定する二類感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第一号において単に「二類感染症」という。）

三 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第二号において単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）

四 感染症法第六条第八項に規定する指定感染症であつて、感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定を準用するもの（第四条の二第一項第二号及び第二項第三号において単に「指定感染症」という。）

五 感染症法第六条第九項に規定する新感染症（第四条の二第一項第二号及び第二項第二号において単に「新感染症」という。）

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もう

とする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号

に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

- 2 前条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

第三条の三 営業者たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該旅館業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

- 2 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承

認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と読み替えるものとする。

第三条の四 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第三条の五 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の

診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一項第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間（特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間）とする。

一 一類感染症及び二類感染症 感染症法第十六条第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、同項の規定により国内での発生がなくなった旨の公表が行われるまでの間

二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三条第一項の政令の廃止が行われるまでの間

三 指定感染症 感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたときから、感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われ、又は当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条及び第二十条並びに第四十四条の三第二項の規定が準用されなくなるときまでの間

3 厚生労働大臣は、第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当

な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
 - 二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。
 - 四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。
- 2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

第五条の二 厚生労働大臣は、前二条に定める事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第六条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

- 2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において次条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設

備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 3 当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七条の二 都道府県知事は、旅館業の施設の構造設備が第三条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、この法律の規定に違反して旅館業が営まれている場合であつて、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、第一百七十五条又は第一百八十二条の罪
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）
- 三 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定する罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪

第八条の二 国立大学の学長その他第三条第四項に規定する者は、同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある旅館業の施設の構造設備が同条第二項の政令で定める基準に適合しなくなつた場合又は営業者が同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内において第四条第三項の規定に違反した場合にお

いて、当該施設の清純な施設環境が著しく害されていると認めるときは、第七条の二（第三項を除く。）又は前条に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。

第九条 第八条の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前までにしなければならない。

2 第八条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九条の二 国及び地方公共団体は、営業者に対し、旅館業の健全な発達を図り、並びに旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進するため、必要な資金の確保、助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者
- 二 第八条の規定による命令に違反した者

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者
- 二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第七条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

第十二条 第六条第二項の規定に違反して同条第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十条又は第十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○旅館業法施行令

昭和32年6月21日 政令第152号

最終改正 令和5年12月13日施行

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル（寝台を置く客室にあつては、九平方メートル）以上であること。

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

八 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。

二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。

三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

- 3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。
 - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

(利用基準)

第三条 営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、次の基準によらなければならない。

- 一 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。
- 二 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

(法第四条の二第一項第一号の政令で定める者)

第四条 法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 特定感染症の症状を呈している者
- 二 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者(前号に掲げる者を除く。)

(法第四条の二第一項第一号ロの協力)

第五条 法第四条の二第一項第一号ロの政令で定める協力は、次のとおりとする。

- 一 旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。
- 二 体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第十六条第一項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十八条第一項に規定する基本的対処方針において同法第二条

第一号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容（次条第二号において「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。）に即して、法第四条の二第一項第一号ロの協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

（法第四条の二第一項第三号の協力）

第六条 法第四条の二第一項第三号の政令で定める協力は、次のとおりとする。

- 一 体温その他の健康状態その他法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。
- 二 前号に掲げるもののほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、法第四条の二第一項第三号の協力として法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

（法第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染症国内発生期間）

第七条 法第四条の二第二項の政令で定める感染症は、結核とし、その特定感染症国内発生期間は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの間とする。

- 一 厚生労働大臣が、感染症法第十六条第一項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して法第四条の二第一項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日
- 二 厚生労働大臣が、前号に規定するおそれなくなつたと認め、その旨を告示した日

○旅館業法施行規則

昭和23年7月24日 厚生省令第28号

最終改正 令和5年12月13日施行

第一条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）

二 営業施設の名称及び所在地

三 営業の種別

四 営業施設が第五条第一項に該当するときは、その旨

五 営業施設の構造設備の概要

六 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。

第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第一条の三 法第三条の二第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 譲受人の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）

二 譲渡人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）

三 譲渡の予定年月日

四 営業施設の名称及び所在地

五 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 旅館業の譲渡を証する書類

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

第二条 法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名

二 合併又は分割の予定年月日

三 営業施設の名称及び所在地

四 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

第三条 法第三条の四第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所

三 相続開始の年月日

四 営業施設の名称及び所在地

五 法第三条第二項各号（第七号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第四条 旅館業を営む者は、第一条及び第一条の三から前条までの申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）に変更があつたとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存

するものとする。

2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 旅館業の施設
- 二 営業者の事務所

3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

第四条の三 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

第五条の二 法第四条の二第一項第一号イの厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 医師の診断の結果
- 二 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるもので

あることの根拠となる事項

- 2 法第四条の二第一項第一号イの報告は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれを行うことができる。

第五条の三 令第五条第二号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定感染症が現に発生している外国の地域における滞在の有無
- 二 当該特定感染症のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第五条各号に掲げる感染症にあつては、当該各号に定める動物との接触の有無
- 三 法第四条の二第一項第二号に規定する特定感染症の患者等との接触の有無
- 四 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該者が特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうか

第五条の四 法第四条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、同号に規定する特定感染症を人に感染させるおそれがあると医師が診断した者とする。

第五条の五 法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該者が令第四条第二号に掲げる者に該当するかどうかとする。

第五条の六 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

- 一 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）
- 二 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行つたことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

第六条 法第七条第一項又は第二項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第三項の規定によりその携帯する証票については、別に定める。

第七条 第四条に規定する届出の期限が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなす。

○港区旅館業法施行条例

平成24年3月23日条例第13号
最終改正 令和5年12月13日施行

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育施設等)

第二条 法第三条第三項第三号の規定に基づく施設は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十四条第一項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第一条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの
 - 二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
 - 三 前二号に掲げる施設のほか、博物館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの
- 2 区長は、前項第三号の規定により施設を指定するときは、告示によりこれをしなければならない。

(意見を求める者)

第三条 法第三条第四項に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。

- 一 施設が国の設置するものであるときは、当該施設の長
- 二 施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは、当該施設を監督する行政庁、監督する行政庁がないときは、当該施設の存する特別区の長

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第四条 法第四条第二項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅館業の施設については、次の換気措置を講ずること。
 - イ 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
 - ロ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
 - ハ 客室内の空気中の二酸化炭素は、〇・一五パーセント以下とすること。

二 旅館業の施設の採光及び照明は、次に掲げる照度を有するようにすること。

イ 客室、応接室及び食堂 四十ルクス以上

ロ 調理場及び配膳室 五十ルクス以上

ハ 廊下及び階段 常時二十ルクス以上（午後十一時から翌日の午前六時までの間においては、十ルクス以上）

ニ 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 二十ルクス以上

三 旅館業の施設については、次の防湿措置を講ずること。

イ 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。

ロ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

四 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。

五 寝具類については、次の措置を講ずること。

イ 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。

ロ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ハ 布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。

六 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

イ 旅館・ホテル営業及び下宿営業

一客室の区規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）三平方メートルについて 一人

ロ 簡易宿所営業

有効面積一・五平方メートルについて 一人

七 客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講ずること。

イ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。

ロ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。

八 浴室については、次の措置を講ずること。

イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

ロ 浴槽は、一日一回以上換水し、清掃すること。

ハ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

ニ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。

（１）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

（２）貯湯槽内の湯を区規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場

合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

ホ ろ過器その他設備（以下「ろ過器等」という。）を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

- （１）ろ過器は、区規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
- （２）浴槽水を循環させるための配管は、区規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。
- （３）集毛器は、区規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
- （４）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、区規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。
- （５）浴槽水については、区規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

ヘ 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

ト ニからヘまでの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

九 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。

十 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

十一 便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

十二 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。

（宿泊を拒むことができる事由）

第五条 法第五条第一項第四号の規定による条例で定める事由は、宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。

（営業者の遵守事項）

第六条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。
- 二 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

三 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、区規則で定める事項を記載しておくこと。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第七条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

二 ロビー又は食堂を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さを有すること。

三 調理場を設ける場合には、次の基準によること。

イ 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。

ロ 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。

ハ 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること。

ニ 十分な能力の換気設備を有すること。

四 客室は、次の基準によること。

イ 一客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第一条第一項第一号に規定する面積以上であること。

ロ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

ハ 階層式寝台を設ける場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上とすること。

五 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

六 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

七 浴室は、次の基準によること。

イ 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

ロ 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ハ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ニ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(1) ろ過器は、十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(2) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

- (3) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。
- (4) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。
- (5) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- (6) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。
- (7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

八 客室、脱衣室等にコップ等を備える場合には、衛生的に洗浄できる設備を有すること。

九 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

イ 専用の元栓を有すること。

ロ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

十 便所は、次の基準によること。

イ 各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗い設備を有すること。

ロ 便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

十一 共同洗面所を設ける場合には、区規則で定める数の給水栓を設置すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第八条 政令第一条第二項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。

二 一客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、三平方メートル以上であること。

三 客室の区規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第一条第二項第一号に規定する面積以上であること。

四 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の二分の一未満とすること。

五 多数人で共用する客室に便所を設ける場合には、区規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

六 多数人で共用する客室に洗面所を設ける場合には、区規則で定める数の給水栓を設置すること。

2 第七条第三号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第七条第一号、第四号ロ及び第五号から第十一号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第九条 政令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、四・九平方メートル以上であること。
 - 二 各客室には、寝具類の収納設備を設けること。
- 2 第七条第三号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。
- 3 第七条第一号、第四号ロ及びハ並びに第七号から第十一号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

（衛生措置基準の特例）

第十条 区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもののその他特別の事情があるものについては、区規則で、第四条第二号及び第六号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

（構造設備基準の適用除外）

第十一条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる施設について、その構造設備が第七条及び第八条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

- 一 旅館・ホテル営業 第七条第三号、第五号、第六号、第七号ロ及びハ、第十号並びに第十一号の基準
 - 二 簡易宿所営業 第八条第一項第一号、第四号、第五号及び第六号、同条第二項において準用する第七条第三号並びに第八条第三項において準用する第七条第五号、第六号、第七号ロ及びハ、第十号並びに第十一号の基準
- 2 前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業又は下宿営業について、その構造設備が第七条第三号（第九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七条第十号及び第十一号（第九条第三項において準用する場合を含む。）の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。
- 3 第一項に定める場合のほか、簡易宿所営業について、その構造設備が第八条第一項第五号及び第六号、同条第二項において準用する第七条第三号並びに第八条第三項において準用する第七条第十号及び第十一号の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

(委任)

第十二条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

○港区旅館業法施行細則

平成24年3月23日 規則第11号

最終改正 令和5年12月13日施行

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）及び港区旅館業法施行条例（平成二十四年港区条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）及び旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可申請)

第二条 省令第一条の申請書は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 一 旅館業の施設を中心とした半径三百メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図（縮尺二千分の一以上のもの）
- 二 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図（縮尺百分の一以上のもの）
- 三 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- 四 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要
- 五 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図（縮尺百分の一以上のもの）
- 六 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(営業許可書の交付等)

第三条 区長は、法第三条第一項の規定により許可したときは、第二号様式による旅館業営業許可台帳を作成し、第三号様式による営業許可書を交付するものとする。

- 2 区長は、法第三条第二項及び第三項の規定に基づき許可をしないときは、第四号様式による不許可通知書により通知するものとする。

(営業承継承認申請書等)

第三条の二 省令第一条の三第一項の申請書は、第四号様式の二とする。

- 2 区長は、法第三条の二第一項の規定による承認をしたときは、第四号様式の三による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。
- 3 区長は、法第三条の二第二項において読み替えて準用する法第三条第二項及び第三項の規定に基づき承認をしないときは、第四号様式の四による旅館業営業承継不承認通知書によ

り通知するものとする。

第四条 省令第二条第一項の申請書は、第五号様式又は第六号様式とする。

2 区長は、法第三条の三第一項の規定による承認をしたときは、第七号様式又は第八号様式による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

3 区長は、法第三条の三第二項において読み替えて準用する法第三条第二項及び第三項の規定に基づき承認をしないときは、第九号様式による旅館業営業承継不承認通知書により通知するものとする。

第五条 省令第三条第一項の申請書は、第十号様式とする。

2 区長は、法第三条の四第一項の規定による承認をしたときは、第十一号様式による旅館業営業承継承認書を交付するものとする。

3 区長は、法第三条の四第三項において準用する法第三条第二項及び第三項の規定に基づき承認をしないときは、第十二号様式による旅館業営業承継不承認通知書により通知するものとする。

（変更等の届出）

第六条 省令第四条の規定により届出をしようとする者は、第十三号様式による変更届又は第十四号様式による停止若しくは廃止届を区長に提出しなければならない。

（宿泊者名簿）

第七条 省令第四条の二第三項第二号の規定による区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- 一 年齢
- 二 前泊地
- 三 行先地
- 四 到着日時
- 五 出発日時
- 六 室名

（一客室の有効面積）

第八条 条例第四条第六号イに規定する一客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。

(貯水槽を使用するときの措置)

第九条 条例第四条第八号ニ（１）の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

2 条例第四条第八号ニ（２）の区規則で定める温度は、摂氏六十度とする。

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置)

第十条 条例第四条第八号ホ（１）の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

2 条例第四条第八号ホ（２）の規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

3 条例第四条第八号ホ（３）の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

4 条例第四条第八号ホ（４）ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が一リットル

につき三ミリグラム以上になるように保つこと。

5 条例第四条第八号ホ（５）の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

(調節槽を使用するときの措置)

第十一条 条例第四条第八号への規定による調節槽内部の清掃は一年に一回以上行い、消毒は一週間に一回以上行うものとする。

(営業従事者名簿の記載事項)

第十二条 条例第六条第三号の営業従事者名簿に記載する区規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 住所

四 従事職種

五 就業年月日

(構造部分の合計床面積)

第十三条 条例第七条第四号イ、第八条第一項第二号及び第九条第一項第一号に規定する一

客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

- 2 条例第八条第一項第三号に規定する客室の区規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した各客室の区規則で定める構造部分の合計床面積を合計した面積とする。

（共同便所及び多数人で共用する客室に設ける便所の便器の数）

第十四条 条例第七条第十号ロ及び第八条第一項第五号の区規則で定める宿泊定員に応じた数は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める数以上とする。この場合において、男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。

- 一 便所を付設していない客室の合計定員（以下「合計定員」という。）又は多数人で共用する客室の宿泊定員（以下「共用客室定員」という。）が三十人以下の場合 次の表の上欄に掲げる合計定員又は共用客室定員に依り、同表の下欄に掲げる数

合計定員又は共用客室定員	数
五人以下	二
六人以上十人以下	三
十一人以上十五人以下	四
十六人以上二十人以下	五
二十人以上二十五人以下	六
二十六人以上三十人以下	七

- 二 合計定員又は共用客室定員が三十一人以上三百人以下の場合 三十人を超えて十人（十人に満たない端数は、十人とする。）を増すごとに一を七に加算した数

- 三 合計定員又は共用客室定員が三百人以上の場合 三百人を超えて二十人（二十人に満たない端数は、二十人とする。）を増すごとに一を三十四に加算した数

（共同洗面所及び多数人で共用する客室に設ける洗面所の給水栓の数）

第十五条 条例第七条第十一号及び第八条第一項第六号の区規則で定める数は、洗面設備を付設していない客室の合計定員又は多数人で共用する客室の宿泊定員について、五人（五人に満たない端数は、五人とする。）につき一個の割合で算定した数とし、当該合計定員が三十一人以上の場合は、三十人を超えて十人（十人に満たない端数は、十人とする。）を増すごとに一を六に加算した数とする。

（衛生措置基準の特例）

第十六条 条例第十条に規定する区規則で定める特例は、公衆衛生の維持に支障がないと認

められる場合に限り、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 省令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する施設 条例第四条第二号イからニまでに掲げる照度のそれぞれについて、その二分の一とすること。
- 二 省令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する施設 条例第四条第六号イの基準を、有効面積一・五平方メートルについて一人とすること。

○港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱

令和2年7月3日 2港み生第875号

令和2年8月1日施行

（目的）

第1条 この要綱は、旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関し必要な事項を定めることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）申請 法第3条第1項の許可の申請をいう。
- （2）近隣住民 申請に係る施設（以下「施設」という。）の敷地境界線からおおむね10メートルの範囲内の建築物に居住する者、施設が存する建築物の当該施設以外の部分に居住する者その他区長が必要と認める者をいう。
- （3）町会・自治会 港区町会等補助金交付要綱（平成16年15港区地第403号）第2条第1号に規定する町会・自治会のうち、その設立を区長に届け出たものをいう。
- （4）周辺住民 施設の周辺に居住する者であって、施設における旅館業の実施により生活環境に悪影響を受けるおそれがある者をいう。

（事前周知）

第3条 申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、施設ごとに、別に定める事項について、申請をしようとする日の20日前までに、近隣住民に対し、書面により通知を行わなければならない。

- 2 申請予定者は、申請の際に、併せて、前項の規定による通知を行った旨を、別に定めるところにより区長に報告しなければならない。

（事前の標識の設置）

第4条 申請予定者は、申請をしようとする日の20日前から法第3条第1項の許可を受けるまでの間、施設又はその敷地の公衆の見やすい場所に、別に定める事項を記載した標識を設置しなければならない。ただし、当該設置をすることについて、共同住宅等における管理を行うための団体（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。）から承諾が得られないときその他区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 申請予定者は、標識を設置したときは、その旨を別に定めるところにより直ちに区長に届けるものとする。

（説明会の開催等）

第5条 申請予定者及び申請した者（以下「申請者」という。）は、施設が存する地域の町会・自治会、周辺住民又は近隣住民（以下「住民組織等」という。）から当該施設において営もうとする旅館業についての説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに真摯に応じるよう努めなければならない。

（旅館業運営に関する協議）

第6条 申請予定者、申請者、営業者、営業者から委託を受けた事業者等（以下「営業者等」という。）は、旅館業の運営による生活環境への影響に関し、住民組織等から協議を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

（協議の書面による確認）

第7条 営業者等は住民組織等と前条の協議をした場合、その内容について相互に理解するため、住民組織等の求めに応じ、書面等を取り交わすよう努めなければならない。

（営業者の責務）

第8条 営業者は、施設に宿泊することの申込みを受け、これを承諾するときは、当該申込みをした者（代理人を通じて当該申込みをした場合にあっては、当該代理人）に対し、当該申込みをした者が当該施設に到着することを容易にするために必要な情報として、別に定める事項を必要な時点までに提供しなければならない。

2 営業者は、別に定めるところにより、宿泊者に対し、施設の使用法その他周辺住民の生活環境の悪化を防止するため必要な事項を説明しなければならない。

3 営業者は、前2項の規定による説明をするときは、必要に応じて外国語を用いなければならない。

4 営業者は、施設の外部から見やすい場所に、当該施設の名称及び管理者の連絡先（施設の内部に営業者が駐在し、又は使用人等を駐在させる場合は除く。）を掲げなければならない。

5 営業者は、周辺住民又は近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、みなと保健所長が定める。

付則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

○港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要領

令和2年7月8日 2港み生第1492号

令和2年8月1日施行

(主旨)

第1条 この要領は、港区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前周知の内容等)

第2条 要綱第3条第1項の規定による通知の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
 - (2) 申請しようとする者の氏名
 - (3) 施設が旅館業の用に供されるものであること。
 - (4) 申請をしようとする日
 - (5) 施設が存する建築物の規模及び構造並びに施設の規模
 - (6) 客室の数
 - (7) 宿泊者の定員
 - (8) 営業を開始しようとする日
 - (9) 問合せに対応する者の連絡先
- 2 要綱第3条第2項の規定による報告は、事前周知結果報告書(第1号様式)に同条第1項の規定による通知に使用した書面の写しを添えて行うものとする。

(標識の設置の方法等)

第3条 要綱第4条第1項の規定による標識の内容は、前条第1項に掲げるものとする。

- 2 要綱第4条第1項の規定による標識は、日本産業規格A列3番の大きさ以上のものとする。
- 3 要綱第4条第2項の規定による報告は、標識設置届(第2号様式)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。
 - (1) 標識を設置した場所の周囲おおむね300メートルの区域内の見取図
 - (2) 標識を設置した場所及びその周辺の状況を示す写真
 - (3) 標識に記載された事項を容易に判読することができる写真

(宿泊者に対する情報提供及び説明)

第4条 要綱第8条第1項の規定による情報提供の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の所在地
 - (2) 施設の周辺に存する目標となる地物
 - (3) 前号の目標となる地物から施設までの経路
- 2 要綱第8条第2項の規定による説明の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 大声又は騒音を発してはならないこと、足音その他の移動に伴って生じる音をみだりに生じさせないよう努めることその他静穏を保持するために必要な事項

- (2) 施設及びその周辺において、飲料を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物が、容易に投棄されることを防ぐために必要な事項
- (3) 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（平成9年港区条例第42号）第9条第1項から第3項まで規定する事項
- (4) 港区防災対策基本条例（平成23年港区条例第24号）第8条に規定する事業者の責務のうち、営業者として配慮すべき事項
- (5) 施設における廃棄物の適切な処理の方法
- (6) 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
- (7) 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項

付則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

問合せ先一覧

不明点等ありましたら、以下の担当部署にお問い合わせください。

<旅館業法に関する事、衛生措置に関する事>

港区みなと保健所生活衛生課環境衛生指導係

電話：03-6400-0042

<消防法令に関する事>

芝消防署 電話：03-3431-0119

麻布消防署 電話：03-3470-0119

赤坂消防署 電話：03-3478-0119

高輪消防署 電話：03-3446-0119

<建築関係法令に関する事>

港区役所建築課建築審査係

電話：03-3578-2290

<建築物衛生に関する事>

港区みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係

電話：03-6400-0043

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

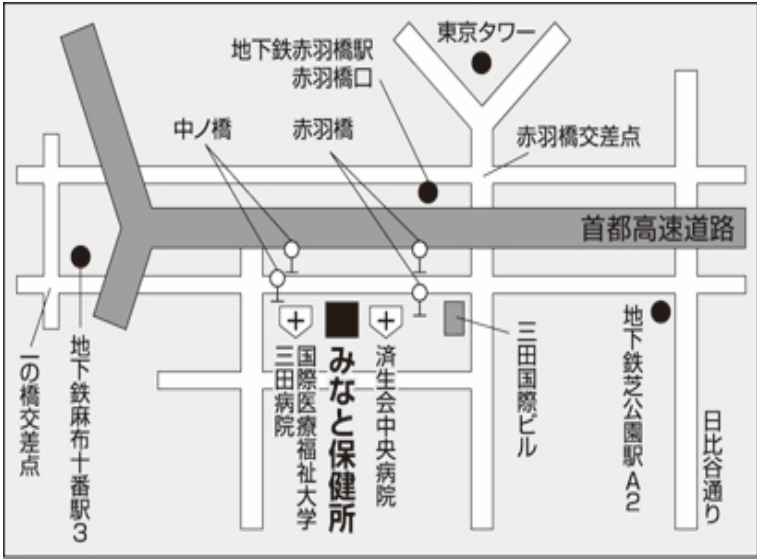
みなと保健所の施設案内

電車

- ・都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口出口：徒歩 5 分
- ・都営地下鉄三田線 芝公園駅 A 2 出口：徒歩 10 分
- ・東京メトロ南北線 麻布十番駅 3 番出口：徒歩 12 分

バス 赤羽橋駅前下車

- ・都営バス 都06 渋谷駅前～新橋駅前
橋86 目黒駅前～新橋駅前
- ・東急バス 東98 東京駅丸ノ内南口～等々力操車所前
- ・ちいバス田町ルート 田町駅東口 ～ 六本木ヒルズ



担 当：港区みなと保健所生活衛生課環境衛生指導係

電話：03-6400-0042 FAX：03-3455-4470

所在地：〒108-8315 東京都港区三田一丁目4番10号 5階

H P : <https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyouseishidou/kuse/egyokyoka/tetsuzuki/ryokan.html>

旅館業法の手引（改訂版）
令和5年（2023年）12月発行
発行 みなと保健所生活衛生課